

平成 25 年 5 月 28 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
平成 23 年(ワ)第 29379 号 個人データ抹消等請求事件  
口頭弁論終結日 平成 25 年 2 月 25 日

判 決

東京都

原 告	清 水 勉
同訴訟代理人弁護士	堀 敏 明
同	三 角 俊 文
同	稻 毛 正 弘
同	出 口 かおり
同	増 田 利 昭

東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号

被 告	東 京 都
同代表者知事	猪瀬 直樹
同指定代理人	石澤 泰彦
同	宮崎 なつみ
同	大橋 健晴
同	畠尾 伸介
同	船城 織映

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

被 告	国
同代表者法務大臣	谷垣 複一
同指定代理人	玉田 康治
同	水庭 誠一郎
同	小倉 哲男

同	甘	利	祐	子
同	知	念	克	幸
同	今	澤	一	也
同	熊	谷	直	哉
同	園	山		哉
同	阿	部	俊	之
同	大	江	明	史

### 主 文

- 1 被告東京都は、原告に対し、5万円及びこれに対する平成22年4月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告東京都に対するその余の請求及び被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用のうち、被告東京都に生じた費用の20分の1及び原告に生じた費用の40分の1を被告東京都の負担とし、その余の費用を原告の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

- 1 被告東京都は、警視庁警察官が平成22年3月6日に採取した原告の指紋のデータを抹消せよ。
- 2 被告国は、警視庁警察官が平成22年3月6日に撮影した原告の顔写真及び採取した指紋のデータを抹消せよ。
- 3 被告東京都は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成22年4月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告国は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成22年5月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告らは、原告に対し、連帶して、1万2600円及びこれに対する平成2

2年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の要旨

本件は、原告が、秋葉原を歩行中、警視庁の警察官から職務質問及び所持品検査を受けた際、長短2枚の刃が装備された万能工具（以下「本件マルチツール」という。）をショルダーバッグの中に入れて携帯していたことを理由に警視庁万世橋警察署に任意同行され、同署所属の警察官から軽犯罪法違反の被疑者として取調べを受け、指紋採取、写真撮影等をされた上、同法違反の被疑事件について検察官に送致され、東京区検察庁所属の検察官事務取扱検察事務官により起訴猶予を理由とする不起訴処分とされるとともに、本件マルチツールを破壊廃棄処分とされたことについて、上記警察官及び検察事務官の職務行為はいずれも違法である旨主張して、①人格権に基づく差止請求として、被告東京都に対し、警察官が採取した原告の指紋データの抹消を（請求1），被告国に対し、上記指紋データ及び原告の顔写真のデータの抹消を求める（請求2）とともに、②国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく国家賠償請求として、被告東京都に対し、慰謝料100万円及びこれに対する平成22年4月22日（上記事件送致の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を（請求3），被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料100万円及びこれに対する同年5月12日（不起訴処分の日）から支払済みまで上記割合による遅延損害金の支払を（請求4），被告らに対し、本件マルチツールの購入金額に相当する1万2600円及びこれに対する同年6月18日（上記破壊廃棄処分の日）から支払済みまで上記割合による遅延損害金の連帶支払を（請求5），それぞれ求める事案である。

- 2 前提事実（括弧内に認定根拠を掲記したもの以外は、当事者間に争いがない。なお、警察官の氏名、所属及び階級については、弁論の全趣旨により認定した。）
- （1）職務質問及び所持品検査

原告は、電機メーカーに勤めるコンピュータ周辺機器の設計技術者である。

原告は、休日であった平成22年3月6日（以下「本件当日」といい、単に時刻のみを記載するときは本件当日を指すものとする。）の午後2時25分頃、東京都千代田区外神田（以下「外神田」といい、外神田を含む付近一帯の地域を「秋葉原」という。）を歩行中、外神田1丁目10番2号赤津加前付近路上（別紙「現場見取図」のC地点。以下「本件現場」という。）において、警視庁第一自動車警ら隊所属の警察官であるM巡査（以下「M巡査」という。）及び同Y警部補（以下「Y警部補」といい、M巡査と併せて「M巡査ら」という。）から声を掛けられた。M巡査は、原告に対し、ナイフ等の危険物を所持していないか質問し（以下「本件職務質問」という。），原告は、上記質問に対し、持っていない旨回答した。

M巡査が、原告が肩から提げていたショルダーバッグ（以下「本件バッグ」という。）の中を見せることを求めたところ、原告は自ら本件バッグを開けてM巡査に見せ、M巡査は本件バッグの中を確認した（以下「本件所持品検査1」という。）。本件所持品検査1により、M巡査は、本件バッグの内側サイドポケット内に本件マルチツールが入れられているのを発見した。

## （2）本件マルチツールの概要

本件マルチツールは、ビクトリノックス社製の「サイバーツール」という名称の万能工具である。本件マルチツールには、長短2枚の金属製の刃のほか、マイナスドライバーやはさみ、ピンセット等34のツールが装備されている。これらのツールは、いずれも本体の柄の部分に収納されており、使用する際に個別に柄の部分から引き出す仕組みであった（甲2の1、2の2、29、32の1）。

本件マルチツールに装備された上記2枚の刃のうち、長い方の刃の刃体の長さは6.8センチメートルであり、刃体を固定させる装置は備わっていない

かった（甲35、弁論の全趣旨）。

(3) 本件マルチツールの領置及び所持品検査

ℳ 巡査らは、原告に対し、本件マルチツールを携帯することが軽犯罪法又は銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」といい、軽犯罪法と併せて「軽犯罪法等」という。）に違反する行為であることを説明し、本件マルチツールを領置した（以下「本件領置」という。）。

ℳ 巡査は、原告に対し身分証明書の提示を求め、原告は運転免許証と名刺を提示した。また、ℳ 巡査は、原告に対し財布の中を見せるよう求め、原告のクレジットカード等を確認した。さらに、ℳ 巡査は、原告のズボンのポケットに外側から手を触れるなどして、その所持品を確認した（以下「本件所持品検査2」という。），

(4) 万世橋署への任意同行

ℳ 巡査らは、原告に対し、秋葉原を管轄する警視庁万世橋署（以下「万世橋署」という。）への任意同行を求め、原告を中央通りに駐車させていたパトカー（以下「本件パトカー」という。）に乗せて、万世橋署に同行した（以下「本件任意同行」という。）。

(5) 原告の取調べ及び本件マルチツールの所有権放棄手続

万世橋署地域課地域第三係の ♂ 警部補（以下「♂ 警部補」という。）は、同署4階の取調べ室（以下「本件取調べ室」という。）において、原告に対し供述拒否権を告知した上、原告を軽犯罪法1条2号違反被疑事件（以下「本件被疑事件」という。）の被疑者として取調べを行った。♂ 警部補は、原告の供述調書（以下「本件供述調書」という。）を作成し、原告は本件供述調書の末尾に署名指印した（以下「本件取調べ」という。）。本件供述調書の本文の最後の部分には、「正当な所持ではなく、寛大な処置をお願いします。」という趣旨の文言が記載されていた。

その後、原告は、本件取調べ室において、本件マルチツールに関する任意提

出書（以下「本件任意提出書」という。）及び所有権放棄書（以下「本件所有権放棄書」という。）に署名指印した（以下「本件所有権放棄手続」という。）。

(6) 原告の再現写真撮影

本件取調べ後、万世橋署地域課地域第三係の W 巡査（以下「W 巡査」という。）は、本件取調室において、原告に本件マルチツールを携帯していた姿を再現させ、その写真を撮影した（以下「本件再現写真撮影」という。）。

(7) 原告の被疑者写真撮影及び指紋採取

その後、W 巡査は、原告を本件取調室から万世橋署 3 階の写場（以下「本件写場」という。）に案内した。原告は、本件取調べ室から本件写場への移動中、W 巡査に対し、「指紋採取を嫌がる人はいないのですか」などと質問した。

W 巡査は、本件写場において、本件被疑事件の被疑者として、原告の顔写真及び全身の写真を撮影した（以下「本件被疑者写真撮影」という。）。また、W 巡査は、本件写場において、専用の機械により、原告の指紋を採取した（以下「本件指紋採取」といい、本件再現写真撮影、本件被疑者写真撮影と併せて「本件指紋採取等」という。）。

(8) 警察における被疑者写真及び指掌紋データの保管手続の概要

警察は、刑事訴訟法 197 条 1 項又は同法 218 条に基づき収集した被疑者写真及び指掌紋のデータについて、国家公安委員会の定める被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成 2 年 11 月 6 日国家公安委員会規則第 9 号。以下「写真規則」という。）及び指掌紋取扱規則（平成 9 年 12 月 25 日国家公安委員会規則第 13 号。以下「指掌紋規則」という。）に基づき、犯罪捜査に資するべく管理している。写真規則及び指掌紋規則に従った被疑者写真及び指掌紋の保管手続は、以下のとおりである。

ア 警察署長等（警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（これに準ずるものと含む。）の長又は警察署長）は、被疑者を逮捕したとき又は被疑者の引渡しを受けたときは、被疑者写真記録及び指掌紋記録を作成しなければならない（写真規則2条1項、指掌紋規則3条1項）。また、身体の拘束を受けていない被疑者についても、必要があると認めるときは、その承諾を得て、被疑者写真記録及び指掌紋記録を作成するものとされる（写真規則2条2項、指掌紋規則3条2項）。

イ 作成された被疑者写真記録及び指掌紋記録は、都道府県警察から警察庁刑事局犯罪鑑識官に電磁的方法により送信され、整理保管される（写真規則4条、指掌紋規則4条4項）。

ウ 保管されている記録に係る者が死亡したときその他保管する必要がなくなったときは、記録を抹消しなければならない（写真規則5条、指掌紋規則5条3項）。警察庁においては、写真規則及び指掌紋規則に則り、必要となる措置が講じられている（弁論の全趣旨）。

(9) 原告の指紋及び写真データの保管

万世橋署員が収集した原告の写真記録及び指紋記録は、いずれも電磁的方法により警視庁鑑識課長に対して送信された後、警視庁から警察庁刑事局犯罪鑑識官に対して同様に送信された。現在、原告の指紋記録は、警察庁及び警視庁において、原告の写真記録は、警察庁において、それぞれ電磁的記録により保管されている（弁論の全趣旨。以下それぞれ「本件指紋データ」、「本件写真データ」という。）。

(10) A 弁護士と B 警部補のやりとり等

原告は、平成22年3月7日、A 弁護士に相談し、同弁護士及びB 弁護士を弁護人に選任した（甲31、33。以上記両弁護士を併せて「A 弁護士ら」という。）。

A 弁護士は、同月8日、万世橋署に電話をかけ、応対した万世橋署

員に対し、犯罪が成立しないから本件被疑事件を送致すべきでない旨訴えるとともに、送検するなら送検後に、検察官に犯罪の不成立について説明する旨述べた。A弁護士らは、その後も数度にわたり万世橋署に同旨の電話を掛けるなどし、応対したS警部補は、本件被疑事件を検察官に送致する旨を説明するとともに、送致する際には連絡する旨述べた。

本件被疑事件は、平成22年4月22日、本件マルチツール及び関係書類とともに、東京区検察庁に送致されたが、S警部補を含む万世橋署員からA弁護士らや原告に上記送致について連絡がされることはないかった。

#### (1) 本件被疑事件の起訴猶予処分と本件マルチツールの破壊廃棄処分

本件被疑事件を担当した東京区検察庁検察官事務取扱検察事務官(以下「本件検察事務官」という。)は、原告を取り調べることなく、平成22年5月12日、本件被疑事件について原告を起訴猶予処分とした(甲4)。

なお、検察官事務取扱検察事務官とは、法務大臣により区検察庁の検察官の事務を取り扱うことができるものとされたその庁の検察事務官である(検察庁法36条参照)。

また、本件検察事務官は、本件被疑事件について起訴猶予処分とする際、東京区検察庁の証拠品担当の検察事務官に対し、本件マルチツールについて所有権放棄につき破壊廃棄するよう指示し、同検察事務官は、同年6月18日、本件マルチツールについて、所有権放棄につき破壊廃棄処分とした(弁論の全趣旨。以下「本件破壊廃棄処分」という。)。

本件破壊廃棄処分に先立ち、本件検察事務官は、A弁護士らから、電話で本件マルチツールの状況について問合せを受けた際、証拠品は所有権放棄されていて、国庫に帰属しているので還付できない旨回答した。

### 3 爭点

- (1) 請求1及び請求2に係る訴えの適法性(本案前の抗弁)
- (2) 本件写真データ及び本件指紋データを抹消すべきか(請求1ないし4)

- (3) 本件職務質問の違法性（請求 3 ないし 5）
- (4) 本件所持品検査 1 の違法性（請求 3 ないし 5）
- (5) 本件領置の違法性（請求 3 ないし 5）
- (6) 本件所持品検査 2 の違法性（請求 3, 4）
- (7) 本件任意同行の違法性（請求 3, 4）
- (8) 本件取調べの違法性（請求 3, 4）
- (9) 本件所有権放棄手続の違法性（請求 3 ないし 5）
- (10) 本件指紋採取等の違法性（請求 1 ないし 4）
- (11) S 警部補が A 弁護士らに本件被疑事件の送致を連絡しなかつたことの違法性（請求 3）
- (12) 本件検察事務官が原告の取調べをしないまま本件被疑事件を起訴猶予処分としたことの違法性（請求 4）
- (13) 本件破壊廃棄処分の違法性（請求 5）
- (14) 原告に生じた損害の額（請求 3 ないし 5）

#### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（請求 1 及び請求 2 に係る訴えの適法性（本案前の抗弁））について

（被告東京都の主張）

行政機関を被告とする差止請求が行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含する場合、通常の民事上の請求としては不適法であるとされているところ（最高裁昭和 56 年 12 月 16 日大法廷判決・民集 35巻 10 号 1369 頁（以下「昭和 56 年判決」という。）参照），都道府県警察による被疑者の指紋記録の管理は、指掌紋規則 1 条において「犯罪捜査に資することを目的とする」と規定されているとおり、警察法 2 条に規定する警察の責務を果たすことを目的として行われているものであって、警察権という行政権の行使に当たることは明らかである。原告の被告東京都に対する

指紋記録の抹消を求める請求（請求1）は、行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求であるから、通常の民事上の請求としては不適法であり、請求1に係る訴えは却下されるべきである。

（被告国の主張）

国を被告とする差止請求が、行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含する場合、通常の民事上の請求としては不適法であり、その訴えは却下されるべきである（昭和56年判決参照）。

警察における指掌紋及び被疑者写真のデータの管理・運用については、犯罪捜査という警察活動と不可分一体に行使実現されているものとみるべきであり、それゆえ、公権力の行使を本質的内容としているというべきである。したがって、指掌紋及び被疑者写真の抹消は、単にその管理権に関わるのみならず、犯罪捜査と言う警察権にも関わっており、その取消し、変更及びその発動に影響を及ぼすことにならざるを得ない。

原告の請求2は、行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するものと言わざるを得ず、請求2に係る訴えは通常の民事上の請求としては不適法であるから、却下すべきである。

（原告の主張）

請求1及び請求2は、いずれも私法上の給付請求権である人格権ないし人格的利益に基づく妨害排除請求として、被告らに対し本件写真データ及び本件指紋データの抹消を求めるものであり、行政権の主体たる国又は公共団体に対し行政権限の発動、行使を強制するものではない。

（2）争点(2)（本件写真データ及び本件指紋データを抹消すべきか）について

（原告の主張）

原告は、本件マルチツールの所持が軽犯罪法1条2号に該当しないにもかかわらず、被疑者として警察官に顔写真及び指紋のデータを採られてしまい、警察（警察庁及び警視庁）は組織的にこれらのデータを捜査の必要に応じて

使用可能な状態になっているから、原告は、被告東京都に対しては本件指紋データについて（請求1），被告国に対しては本件写真データ及び本件指紋データについて（請求2），それぞれ抹消を求める。

（被告東京都の主張）

警視庁所属の警察官らの行為に何ら違法性はなく、原告の請求1には理由がない。

（被告国の主張）

本件写真データ及び本件指紋データは、検挙した被疑者のものとして警視庁から警察庁に送信されたものであり、その後これらを保管する必要がなくなったと認められる事由が生じたわけでもない。犯罪捜査に資するべく警察庁において上記各データを保管することは、写真規則及び指掌紋規則に反するものでなく、抹消を行う特段の理由が生じていない以上、その保管には何らの違法性もない。よって、原告の請求2には理由がない。

（3）争点(3)（本件職務質問の違法性）について

（原告の主張）

本件職務質問当時、本件現場付近は小雨が降っており、原告は小さめの折り畳み傘を差して歩いており、警察官が前方にいたとすると傘が邪魔して原告の表情が見えるはずがなかった。また、原告は真っ直ぐに歩いており、M巡査らを避けるような歩き方はしていなかった。したがって、原告に不審事由はなく、原告に対する本件職務質問は違法である。

このような違法な職務質問が行われる背景には、警察内部のノルマが存在し、現場の警察官らは、ノルマを達成するため、法を逸脱した強引な活動を行い、犯罪者を自ら作り出しているのである。

（被告東京都の主張）

原告は、神田明神通り方向から道路の左端を歩いていたが、M巡査と目が合うと、急に俯いて視線をそらし、M巡査らを避けるように道路の右端

に向かって斜めに歩き、道路の右側にある店舗に入ることもなく道路の右端を足早に歩いて M 巡査らの前を通り過ぎた後、道路の左端に移動した。その歩行経路は別紙「現場見取図」の矢印のとおりである。なお、本件職務質問当時、本件現場付近の降雨状況はごく微量であったか降水が観測できない状態であり、原告が傘を差していた事実はない。

上記の原告の挙動が警察官職務執行法（以下「警職法」という。）2条1項にいう「異常な挙動」に当たることは明らかであるから、M 巡査が後方から原告を呼び止めて本件職務質問を開始したことに違法性はない。

仮に原告の挙動が上記「異常な挙動」に当たらないとしても、警察法2条1項に掲げられた責務を全うするために必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り一般的に許容されるものであるから、本件職務質問が原告の同意に基づく任意手段として行われている以上、本件職務質問が直ちに違法になるものではない。

なお、警視庁において、各警察署は各警察官に対し、職務質問及び被疑者の顔写真の撮影や指紋の採取をノルマとして課している事実などなく、原告の主張は根拠のない憶測にすぎない。

#### (4) 争点(4)（本件所持品検査1の違法性）について

##### (原告の主張)

M 巡査らは突然原告の目の前に立ちはだかり、原告について何ら不審事由が存しない時点で本件バッグの中を見せることを要求したのであり、所持品検査の必要性も緊急性もない。よって、原告に対する本件所持品検査1は違法である。

##### (被告東京都の主張)

所持品検査は職務質問の付隨行為として許容されているし、警察法2条1項の警察の責務を全うするために必要な警察の諸活動としても強制力を伴わない任意手段による限り一般的に許容されるから、承諾を得ている場合に必

要性や緊急性は要件とされていない。本件所持品検査1は、原告の言動から所持品検査の必要性を認めて原告に協力を依頼し、原告の承諾の下に行われたものであるし、その態様も、原告の面前で行うなど社会通念上相当と認められる範囲で行われているから、適法な所持品検査であることは明らかである。

#### (5) 争点(5)（本件領置の違法性）について

##### （原告の主張）

ア M 巡査は、原告の了解を得ることなく、本件マルチツールを本件バッグの中から取り出すと、そのまま自分のポケットの中に入れた。M 巡査は、何の法的根拠もなく原告から本件マルチツールを取り上げたのであり、その行為は違法である。

イ 原告による本件マルチツールの所持は、軽犯罪法1条2号に該当せず、同法違反は成立しない。同号に該当するのは、①「正当な理由がなく」；②「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」を③「隠して携帯していた者」である。①について、原告は技術者であり、本件マルチツールを日常業務に使用し、本件職務質問当時は妻のパソコンを修理するために単身赴任先から都内の自宅に持ってきたものであるし、災害時や非常時に備えて所持していたのであるから、正当な理由があった。②について、本件マルチツールのブレード部分は「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」としての「刃物」には該当しないというべきである。③について、原告は、本件マルチツールを、本件バッグの口を開ければ赤い外装が容易に見えるように入れていたし、「危険なナイフを持っていますか」と聞かれて「持っていないと思います」と答えたのは、原告が本件マルチツールを危険な刃物とは認識していなかったことや、突然目前に立ちはだかった警察官に対する不安によるものであり、隠して携帯していたわ

けではない。以上のとおり、原告に軽犯罪法違反は成立せず、その嫌疑も存在しない。

(被告東京都の主張)

ア M 巡査は、原告に対し、本件マルチツールを一旦預からせてほしい旨を告げたところ、原告がこれを承諾したことから、本件現場において本件マルチツールを領置したのである、本件領置は、刑事訴訟法221条に基づき適法に行われたものである。

イ 原告が本件職務質問当時本件マルチツールを携帯していた行為について、軽犯罪法1条2号違反の罪が成立することは明らかであり、原告の主張には理由がない。

(6) 争点(6)（本件所持品検査2の違法性）について

(原告の主張)

M 巡査は、原告の了解も得ずに、原告の下腹部等、ズボンのポケット周辺に手を押し付けて身体検査を行った。身体検査は所持品検査とは異なり身体に対する搜索であり、令状なしの身体検査は違法であるし、警職法2条4項の身体検査も、逮捕されていない被疑者に対しては行うことができないのであるから、本件所持品検査2は違法である。

(被告東京都の主張)

本件所持品検査2は所持品検査であるところ、M 巡査が本件所持品検査2を実施した時点では既に原告が本件マルチツールを携帯していた事実が判明しており、原告には軽犯罪法1条2号違反の嫌疑が認められていた。また、M 巡査は本件所持品検査2の実施にあたっては原告の承諾を得ており、その態様も、原告の着衣のポケットを外側から軽く触れるという軽微なものであった。したがって、本件所持品検査2に違法性はない。

(7) 争点(7)（本件任意同行の違法性）について

(原告の主張)

原告は、M 巡査が原告の横に、もう1人の警察官が原告の前に立った逃げ場がない状態で本件パトカーに誘導され、本件パトカーでは、2名の警察官に挟まれるように後部座席のシートに座らされ、逃げ場がない状態に置かれており、本件任意同行は、強制的な身体拘束にほかならない様で行われたもので、実質的な逮捕というべきであり、違法である。

また、本件任意同行は、原告の承諾を得ずに強引に行われたものである。そもそも、本件現場で職務質問をすることが原告にとって不利であるという事情はないし、交通の妨害になることもなかったのであるから、本件任意同行は警職法2条2項の要件を欠いており、原告の承諾の有無にかかわらず、違法である。

(被告東京都の主張)

M 巡査らは、原告に軽犯罪法等違反の嫌疑があり、原告に対して本件マルチツールを携帯していた理由等について詳細に事情を聴取する必要があると認め、原告の承諾を得て万世橋署に同行しているから、本件任意同行は適法である。

#### (8) 争点(8) (本件取調べの違法性)について

(原告の主張)

本件任意同行は実質的には逮捕であったから、S 警部補が逮捕されている原告に対し弁護人選任権を告知しなかったことは違法である。

また、原告に軽犯罪法1条2号違反は成立しないから、本件被疑事件の被疑者として原告の供述調書（本件供述調書）を作成することは違法である。

S 警部補は、原告に同法違反が成立するかどうかについて十分に確認することのないまま、本件供述調書を作成し、さらに、原告が述べてもいない反省の弁を本件供述調書に勝手に記載するなど、S 警部補の本件供述調書の作成は極めて杜撰に行われており、そのような職務行為は違法というべきである。

(被告東京都の主張)

原告に軽犯罪法1条2号違反が成立することは明らかであるし、S 警部補は、原告に対し、本件被疑事件の被疑者として取り調べる旨及び自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げて本件取調べを開始し、原告の供述した内容を供述調書に録取した後、原告に対し同調書の内容を読み聞かせた上で閲覧させており、原告も何ら異議を述べることなく同調書の内容に誤りがないことを申し立てて、その末尾に署名及び指印をしているのであって、本件取調べに違法性はない。

(9) 争点(9)（本件所有権放棄手続の違法性）について

(原告の主張)

原告による本件マルチツールの携帯に軽犯罪法1条2号違反は成立しないから、同号違反の成立を前提にされた本件所有権放棄手続は違法である。また、所有権放棄は民法上の所有権放棄の意思表示として、真意に基づいて行われる必要があるところ、S 警部補は原告から所有権放棄の申立てなどないのに無理やり所有権放棄の手続をさせたものであり、真意に基づく所有権放棄の意思表示などなかった。したがって、本件所有権放棄手続は違法である。

(被告東京都の主張)

S 警部補は、本件取調べを終えた後、本件マルチツールの特徴等が記載された本件任意提出書及び本件所有権放棄書を原告に示しながら、本件マルチツールを任意提出したこと間に違いないのであれば本件任意提出書に署名及び指印し、また、本件マルチツールの所有権を放棄する意思があるのであれば、本件所有権放棄書にも署名指印するよう求めたところ、原告は、何ら異議を述べることなく、本件任意提出書及び本件所有権放棄書に署名及び指印をした。したがって、本件所有権放棄手続に違法性はない。

(10) 争点(10)（本件指紋採取等の違法性）について

(原告の主張)

捜査機関が、犯罪を犯していないことが明らかな原告について姿写真及び顔写真を撮影したり、その指紋を採取することは、捜査権限を逸脱し、人格的利益を侵害する違法な行為である。また、任意手続として写真撮影及び指紋採取が行われる場合には、任意の同意があることを条件としてのみそれらが適法とされ、任意というためには、拒否の自由があること、拒否しても不利益がないこと、撮影した姿写真及び採取した指紋は犯罪記録として保管し、必要に応じて本人の同意なく使用すること、顔写真及び指紋の記録は被疑者リストに入れ、全国の警察官が捜査のためにいつでも閲覧利用できるようになることを、事前に告げる必要がある。しかし、原告に対してこのような説明はされていないから、任意の同意を欠くのであり、原告に対する写真撮影行為及び指紋採取行為は、いずれも原告の人格的利益を侵害するもので違法である。

(被告東京都の主張)

原告に軽犯罪法1条2号違反が成立することは明らかであるところ、W巡査は、原告の承諾を得た上で、本件指紋採取等を実施したものであるから、本件指紋採取等が違法である旨の原告の主張はいずれも理由がない。

(1) 争点(1) ( S 警部補が A 弁護士らに本件被疑事件の送致を連絡しなかったことの違法性)について

(原告の主張)

S 警部補は、A 弁護士らに対し、本件被疑事件を検察官に送致した場合には連絡する旨を約束していた。にもかかわらず、S 警部補は、原告又は A 弁護士らに対し、本件被疑事件を検察官に送致したことを連絡しなかった。原告が担当検察官に直接会って弁解することができれば、犯罪不成立を認定され、嫌疑なしを理由として不起訴になり、本件マルチツールについても返還を受けられた可能性が極めて高かったのであり、S 警部補が上記

連絡を怠った行為は、意図的に原告の弁解の機会を妨害したもので、違法である。

(被告東京都の主張)

国賠法1条1項の責任は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員による職務上の法的義務違反を前提とするが、警察官が刑事事件を検察官に送致した際に、当該事件の被疑者の弁護人に対し送致の事実を通知することを義務付けた法令は存在しないから、~~及~~ 警部補ら万世橋署員に法的義務違反はない。

(12) 争点(12)（本件検察事務官が原告の取調べをしないまま本件被疑事件を起訴猶予処分としたことの違法性）について

(原告の主張)

検察官には、警察官の捜査について事後的にその適正をチェックすべき法的責任がある（刑事訴訟法193条参照）。本件の場合、原告が軽犯罪法1条2号違反の罪を犯したか否か、捜査の在り方に問題はなかったか等について、原告に直接事情聴取するなどして、捜査の適正について慎重にチェックする必要があった。しかし、本件検察事務官は、原告の取調べ等必要な補充捜査をせず、本件被疑事件につき原告が有罪であると判断して起訴猶予処分にしたものであり、その職務行為は違法である。

(被告国の主張)

捜査機関は、捜査の目的を達するために必要があれば取調べを行うことができるのであって、必ず被疑者の取調べを行わなければならない法的義務はないし、検察官の捜査活動は公益を目的とするものであるから、検察官の取調べ実施の有無により、検察官が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したと解される余地はない。

(13) 争点(13)（本件破壊廃棄処分の違法性）について

(原告の主張)

原告による本件マルチツールの所持について軽犯罪法1条2号違反は成立しないから、本件検察事務官は本件マルチツールを原告に返還すべきであった。仮に同号違反が成立するとしても、本件所有権放棄手続は違法であるから、本件検察事務官は本件マルチツールを原告に返還すべきであった。しかるに、本件検察事務官は、漫然と本件破壊廃棄処分を実施しており、本件破壊廃棄処分は違法である。

(被告国の主張)

原告は、本件マルチツールを任意提出し、本件所有権放棄書を作成してその所有権を放棄していたのであるから、本件検察事務官が本件マルチツールを破壊廃棄処分としたことで原告の所有権を侵害することはないのであり、本件破壊廃棄処分について国賠法上の違法性を認める余地はない。

(14) 争点(14)（原告に生じた損害の額）について

(原告の主張)

ア 原告は、争点(2)ないし(11)の原告の主張のとおりの警察官らの故意又は過失による違法行為により重大な精神的苦痛を被った。原告の上記苦痛を金銭に見積もると、少なくとも100万円を下らない。

イ 原告は、争点(2)の原告の主張のとおりの警察官の違法な行為がされているほか、争点(12)の原告の主張のとおり、検察官が原告の取調べを行わなかつたために、争点(3)ないし(10)の原告の主張のとおりの警察官の異常、違法な捜査について訴える機会を失つただけでなく、犯罪の成立を前提とする起訴猶予処分とされてしまったことにより、多大な精神的苦痛を被った。

原告の上記苦痛を金銭に見積もると、少なくとも100万円を下らない。

ウ 本件マルチツールは、原告が1万2600円で購入したものである。原告は、争点(3)ないし(5)、(9)及び(13)の原告の主張のとおりの警察官ら及び検察官の故意又は過失により本件マルチツールの所有権を失つたから、上記代金相当額の財産的損害を被つた。

(被告東京都の主張)

争う。

(被告国の主張)

争う。なお、原告は本件マルチツールの所有権を放棄していたのであるから、本件マルチツールの破壊廃棄処分によって原告の所有権は侵害されておらず、原告に財産的損害は生じない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前提事実に加え、各段落末尾に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### (1) 本件当日の天候

本件当日、本件現場から直線距離で約1.3キロメートル離れた東京都千代田区大手町1丁目3番4号所在の東京管区気象台においては、午前6時頃から断続的に降水が観測されていた。気象庁においては、降水量は0.5ミリメートル単位で計測することとされ、0.5ミリメートルに達しない降水は「0.0」と、降水がない場合には「—」と表記され、また、一般に、1時間に1ミリメートル未満であれば傘なしでも間に合うが、3ミリメートル以上になると、本降りであるとされるところ、午後2時20分頃の10分間当たりの降水量は「0.5」と、午後2時30分頃の10分間の降水量は「0.0」とされていた（甲30、乙イ8ないし10（枝番を含む。））。

##### (2) 本件職務質問

ア M巡査らは、午後2時頃から、外神田1丁目10番先の中央通り上に本件パトカーを駐車して、外神田1丁目10番5号付近の路上（別紙「現場見取図」A地点）において、制服を着用して徒歩で警戒活動に従事していたところ、午後2時25分頃、原告がM巡査の方に向かって歩いて来るのを発見した（証人M（調書2ないし4頁、20頁））。

イ M 巡査は、原告に声を掛けたが、原告はこれに気付かずに歩き続けため、本件現場（別紙「現場見取図」C地点）において、Y 警部補が原告の前に回り込んで原告を停止させ、M 巡査が原告の右斜め後方から「自動車警ら隊の M です。」と所属と氏名を告げた上、原告に行先を尋ねた。

M 巡査は、さらに、原告に対し、「最近、刃物等を使用した事件が多いので警戒しています。刃物等の危険な物を所持していませんか。」と尋ねたところ、原告は、「そのようなものは持っていないません。」と答えた（本件職務質問。証人 M（4, 5 頁），原告本人（調書 4 頁，6 頁，17 ないし 19 頁））。

### (3) 本件所持品検査 1

ア M 巡査は、原告に対し、「危ないものがいるのか確認をするために、失礼ですが持ち物を見せてもらえないですか。」と言って、本件バッグの中を見せるよう求めた。これに対し、原告は、「どうぞ。」と述べて、自ら本件バッグを開け、M 巡査に本件バッグの中を見せた。原告は、本件バッグの内側サイドポケットに本件マルチツールを入れていたところ、M 巡査は本件マルチツールが入れられているのを発見した（証人 M（調書 5 頁），原告本人（調書 7, 8 頁，19 頁））。

イ M 巡査は、原告に断った上で、本件バッグから本件マルチツールを取り出して刃を引き出した。その際、M 巡査は、長い方の刃が自分の指と概ね同じ長さであることを確認し、同様の刃物を取り扱った経験から、刃体の長さが 6 センチメートル以上あると判断した（証人 M（調書 5, 6 頁，12, 13 頁））。

ウ M 巡査は、原告に対し、「今日は仕事か何かですか。」と質問すると、原告は、「休日なので秋葉原に買物にきました。」などと答えた。次いで、Y 警部補は、原告に対し、「では、このナイフは何に使うのですか。このナイフを持ち歩く理由はありますか。」などと質問したところ、原

告は、「特に使う目的はありませんが、便利だから持っています。」などと答えた（証人 M（調書 7 頁，30 頁））。

(4) 本件領置

M 巡査は、原告に対し、本件マルチツールと同じような大きさのナイフであればコンビニ強盗に使われたり、万引き防止用のタグを切るのに使用されたりする旨を説明した上で、正当な理由なく本件マルチツールを携帯する行為は、軽犯罪法等に抵触する違法な行為である旨を告げ、本件マルチツールを一旦預けるよう申し向けた。原告がこれに応じたことから、M 巡査は、本件現場において、本件マルチツールを領置し、Y 警部補に渡した（証人 M（調書 7，8 頁））。

(5) 本件所持品検査 2

ア M 巡査は、原告に対し、身分証明書の提示を求めたところ、原告は、M 巡査に対し、原告名義の運転免許証と名刺（甲 3）を差し出し、M 巡査は、これらにより、原告の身分を確認した（証人 M（調書 9 頁，30 頁，39，40 頁））。

イ M 巡査は、他人名義のカードや偽造カード等を所持していないか確認するため、原告の承諾を得てその財布の中を検分し、クレジットカードの名義等を確認した（証人元吉（調書 6 頁，40 頁））。

ウ M 巡査は、さらに、原告に対し、「念のため、ほかに危険な物を持っているないか確認させてください。」などと申し向けたところ、原告がこれを承諾したことから、原告のズボンのポケットに外側から軽く手を触れるようにして、身体検査を実施した（証人 M（調書 9 頁））。

(6) 本件任意同行

ア M 巡査らは、原告に対し、万世橋署まで来てほしい旨告げたところ、原告は、何ら異議を述べることなくこれを承諾したため、M 巡査らは、原告を万世橋署に任意同行することにした（証人 M（調書 36 頁）），原

告本人（調書9頁）。

イ Y 警部補は、公用の携帯電話により、万世橋署の須戸警部補に、原告を任意同行する旨の連絡を入れ、M 巡査が原告の前を、Y 警部補が原告の後を、それぞれ約1メートルの間隔を保ちながら、中央通り上に駐車させていた本件パトカーに歩いて向かった（証人 M（調書9, 10頁）、証人 S（調書2頁））。

ウ S 警部補は、午後2時30分頃、W 巡査及び万世橋署地域課地域第3係 K 巡査部長（以下「K 巡査部長」といい、W 巡査と併せて「W 巡査ら」という。）に対し、M 巡査らの応援に行くよう指示した。W 巡査らは、同署の警ら用無線自動車（以下「万世橋署パトカー」という。）に乗車して本件現場方面へ向かい、中央通り上に駐車していた本件パトカーの後方に万世橋署パトカーを駐車した（証人 W（調書1, 2頁, 10, 11頁）、証人 S（調書2頁））。

エ W 巡査らが万世橋署パトカーを降りると、M 巡査らは、M 巡査、原告及びY 警部補の順で、W 巡査の方に歩いてきた。W 巡査らは、M 巡査から、原告に対し軽犯罪法1条2号違反の嫌疑があることについて説明を受けた（証人 M（調書10頁）、証人 W（調書3頁））。

オ M 巡査は、本件パトカー内で、本件マルチツールのうち長い方の刃について、定規で刃体の長さを計測し、その長さが約6.8センチメートルであることを確認した（証人 M（調書10頁, 12頁））。

カ M 巡査は、原告に対し、本件パトカーの後部座席に乗車するよう求めたところ、原告は特に異議を述べることなく、本件パトカーの後部座席に乗車した。Y 警部補も本件パトカーの後部座席に原告と並んで座り、M 巡査は運転席に座った。M 巡査は、原告に対し、万世橋署に行く旨告げ、本件パトカーを運転して、原告を同署に同行した（証人 M（調書10頁, 36頁）、証人 W（調書3, 4頁））。

## (7) 本件取調べ

ア 万世橋署に到着すると、Y 警部補は、原告とともに本件パトカーから降車し、エレベーターを利用して、同署4階の地域課事務室内に設置されている本件取調室まで案内した。また、Y 警部補は、上記事務室において、S 警部補に対し、本件職務質問の状況や本件任意同行の経緯について説明し、本件マルチツールとともに、本件被疑事件を引き継いだ。Y 警部補は、上記引継ぎの際、S 警部補に対し、原告が本件マルチツールを持っている理由は特にないなどと説明した（証人 M（調書10, 11頁）, 証人 S（調書2, 3頁, 15頁, 18頁））。

イ M 巡査は、W 巡査に対し、本件マルチツールの刃を測定するよう指示した。W 巡査は、上記事務室において、ノギスを使用して本件マルチツールの刃を測定し、長い方の刃について、刃体の長さが約6.8センチメートルであることを確認し、S 警部補に測定結果を報告した。S 警部補は、上記測定結果等から、原告による本件マルチツールの携帯が軽犯罪法1条2号に違反し、凶器携帯罪に該当するものと判断した（証人 S（調書3, 4頁, 16頁）, 証人 W（調書5頁, 12, 13頁））。

ウ S 警部補は、本件取調室において、原告に対し、自己の名前を告げた上で、軽犯罪法違反、凶器携帯罪の被疑者として取り調べる旨及び自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げて、本件取調べを開始した（証人 S（調書4頁, 19頁））。

エ 原告は、本件取調べにおいて、S 警部補に対し、①パソコン部品を売っている店を探して秋葉原に来たこと、②本件マルチツールは、妻からパソコンの修理を頼まれて、前日（平成22年3月5日）に単身赴任先から自宅を持って帰ってきたものであることなどを供述した。S 警部補は、原告の上記供述を本件供述調書に録取した後、正当な所持ではなく、寛大な処分を求める旨の記載をした（証人 S（調書4ないし6頁）, 原告本

人（調書10, 36頁）。

オ S 警部補は、原告に対し、本件供述調書の内容を閲覧させたところ、原告は、特に訂正等を申し立てることなく、本件供述調書の末尾に署名指印した（証人 S（調書6頁），原告本人（調書11頁））。

(8) 本件所有権放棄手続

ア A 警部補は、本件取調べを終えた後、原告に対し、K 巡査部長が事前に本件マルチツールの特徴等を品名欄に入力しておいた任意提出書の書式（乙イ4）を示した上、必要事項を記載して署名指印するよう求めたところ、原告は、上記任意提出書に年月日、住居、氏名、年齢、職業及び電話番号を記載した上、提出者処分意見欄に所有権を放棄する旨記載し、同任意提出書に署名指印して本件任意提出書を作成した（証人 S（調書7, 8頁），弁論の全趣旨）。

イ 続いて、S 警部補は、原告に対し、所有権放棄書の書式（乙イ1）を示した上、必要事項を記載して署名指印するよう求めたところ、原告は、上記所有権放棄書の年月日、住居及び氏名を記載し、特に異議を述べることなく、同所有権放棄書に署名指印をして、本件所有権放棄書を作成した（証人 S（調書7, 8頁））。

ウ その後、S 警部補は、原告に対し、本件マルチツールについての押収品目録交付書（甲35）を交付した（原告本人（調書11頁））。

(9) 本件再現写真撮影

ア 本件所有権放棄手続の後、S 警部補は、W 巡査に対し、原告の写真撮影及び指紋採取を行うよう指示した。W 巡査は、原告に対し、本件当日の原告の服装及び原告が本件マルチツールを携帯していた状況についての写真撮影をさせてほしい旨を告げたところ、原告はこれを承諾した。そこで、W 巡査は、本件取調室において、始めに原告に折りたたみ傘を開いて差すよう指示し、原告が傘を差した姿をデジタルカメラで写真撮影し

た（甲36、証人W（調書6頁、15、16頁）、原告本人（調書5頁、32頁））。

イ W巡査は、上記写真を撮り終えると、一旦本件取調室を出たが、再び本件取調室に戻って来て、原告に対し、本件バッグ内のサイドポケット内に本件マルチツールが入っている状況を再現させ、原告に本件マルチツールを指差した格好をとらせて、その姿をデジタルカメラで写真撮影した（本件再現写真撮影。原告本人（調書32頁、43頁））。

ウ 本件再現写真撮影の後、W巡査は、原告に対し、上記アの写真（甲36）を交付した。原告がW巡査にその理由を尋ねたところ、W巡査は、1枚目の写真は本件マルチツールを指差していなかったので、失敗だったためである旨説明した（原告本人（調書32、33頁））。

#### (10) 本件被疑者写真撮影及び本件指紋採取

ア W巡査は、原告に対し、原告の指紋採取及び写真撮影をさせてほしい旨を告げたところ、原告はこれを承諾した。そこで、W巡査は、万世橋署の3階にある本件写場まで原告を案内した。その途中、原告から、「指紋採取を嫌がる人はいないですか。」などと質問された。これに対し、W巡査は、「中には嫌がったりする方もいらっしゃいますが、そのときは強制的にはなりません。」などと述べた上、「事件に巻き込まれたときに、本人を確認するためにも必要になってきますから」などと説明して協力を求めたところ、原告は特に異議を述べなかつた（証人W（調書7、8頁、18、19頁））。

イ W巡査は、本件写場において、原告をカメラの前の可動表示板のところに立たせ、原告の顔写真及び全身の写真を合計4枚撮影した（本件被疑者写真撮影。証人W（調書9頁、27頁））。

ウ 上記写真撮影に引き続き、W巡査は、本件写場において、ライブスキャナーという機械を用いて、原告の指紋を採取した。その際、W巡査は、

原告の指を押させて、指紋採取を介助した（本件指紋採取。証人 W（調書8頁））。

エ W 巡査は、本件当日の午後5時20分頃、本件指紋採取等を終了し、原告は、同時刻頃、万世橋署を立ち去った（弁論の全趣旨）。

(1) S 警部補と A 弁護士らのやりとり

ア 原告は、平成22年3月7日、A 弁護士らを自己の弁護人に選任した（前提事実10）。

イ A 弁護士は、平成22年3月8日、万世橋署に電話を掛け、応対した同署地域課課長代理の R に対し、「本件ナイフを所持していただけでは軽犯罪法違反は成立しないから、本件被疑事件を検察庁に送致すべきでない。」などと述べた。 A 弁護士は、同月9日及び10日、万世橋署に電話を掛け、応対した S 警部補に対し上記と同旨を述べた（甲33の2ないし4枚目、証人 S（調書9頁））。

ウ B 弁護士は、平成22年3月14日、万世橋署を訪ね、S 警部補と面談した。 S 警部補は、B 弁護士に対し、本件被疑事件は検察官に送致する旨説明した。また、 S 警部補は、その後、 A 弁護士らに対し、本件被疑事件を送致した際には、その旨を連絡する旨告げた。しかし、 S 警部補は、後日、地域課地域第三係から強行犯捜査係に内部異動し、その際、後任者に対し、 A 弁護士らに上記連絡をする旨を引き継ぐことを失念した（甲33の5枚目、証人 S（調書9、10頁、36頁））。

エ 万世橋署長は、平成22年4月22日、本件被疑事件を、本件マルチツールとともに東京区検察庁検察官に送致したが、その際、 A 弁護士ら又は原告に対し、本件被疑事件が送致されたことについて連絡がされることはないかった（前提事実10）。

2 争点(1)（請求1及び請求2に係る訴えの適法性（本案前の抗弁））について

(1) 本件において、原告は、人格権ないし人格的利益に基づく妨害排除請求と

して、被告東京都に本件指紋データの抹消を、被告国に対し、本件写真データ及び本件指紋データの抹消を求めている。

(2) これに対し、被告東京都は、昭和56年判決を援用した上、都道府県警察による被疑者の指紋記録の管理は、指掌紋規則1条において「犯罪捜査に資することを目的とする」と規定されているとおり、警察法2条に規定する警察の責務を果たすことを目的として行われているものであって、警察権という行政権の行使に当たることは明らかである旨主張し、被告国は、同じく昭和56年判決を援用した上、警察における指掌紋及び被疑者写真のデータの管理・運用については、犯罪捜査という警察活動と不可分一体に行はれ実現されているものとみるべきであり、それゆえ、公権力の行使を本質的内容としているというべきである旨主張する。

(3) しかし、警察における被疑者写真記録及び指掌紋記録の管理については、前提事実(8)のとおり、国家公安委員会が写真規則及び指掌紋規則を定めているものの、これらは行政内部の取扱いを定めたものにすぎず、被疑者の写真や指掌紋が刑事訴訟法197条1項又は同法218条の規定に基づき、任意に、又は強制の手段により適法に採取された以上、その後、上記の各規則に基づき、警察内部において犯罪捜査に資するために保管、利用されているからといって、それだけで直ちに当該被疑者に対し、肖像権やプライバシーといった人格的利益に対する新たな侵害について受忍を義務付けるものと解することはできず、上記の保管、利用行為は、当該被疑者との関係で公権力の行使とみることはできないし、公法上の法律関係が発生しているとみることもできない（なお、写真規則7条は、警察署長等が被害者その他必要と認める者に対して被疑者写真を閲覧させることができる旨規定しているが、写真撮影の段階で予定された犯罪捜査のための警察内部での利用の範囲を超えて、上記判断を左右するものではない。）。

被告らは、昭和56年判決に言及するが、被告らが取消変更ないし発動を

求めることになる旨主張する警察行政権の行使とは、犯罪捜査のために被疑者の写真や指掌紋を警察内部で保管し、利用する行為、すなわち上記のとおり公権力の行使とは言い難い行為以外では、犯罪捜査という警察行政権一般を主張するにすぎず、その内容は漠然としており、昭和56年判決がいう航空行政権の行使、すなわち、航空機及びその運航、航空従事者、航空路、飛行場及び航空保安施設、航空運送事業並びに外国航空機等に関する広範な行政上の規制権限の行使といった現に行使されている具体的な公権力の行使を意味するものではないから、同判決とは事案を異にするというほかない。

したがって、被告東京都に対し本件指紋データの抹消を求める請求1及び被告国に対し本件指紋データ及び本件写真データの抹消を求める請求2については、いずれも、行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するとはいえないであって、これらの民事上の請求に係る訴えが不適法であるということはできない。

### 3 爭点(2)（本件写真データ及び本件指紋データを抹消すべきか）について

(1) 前記1⑩のとおり、W巡査は、原告の顔写真等を撮影し（本件被疑者写真撮影）、原告の指紋を採取した（本件指紋採取）。そして、前提事実(8)、(9)のとおり、撮影された原告の顔写真のデータ（本件写真データ）は警察庁において、採取された原告の指紋のデータ（本件指紋データ）は警視庁及び警察庁において、写真規則及び指掌紋規則に基づき、犯罪捜査に資するべく管理されている。

(2) 一般に、国や公共団体は、その行政目的を達成するため、法令の範囲内において、情報を収集し、収集した情報を保管、利用し、抹消する権能を有しているのであり、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わるからといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではない。

もっとも、国又は公共団体が法令に違反して情報を収集することが許されないのは当然であって、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集

手続に違法があり、國又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合には、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができると解すべきである。

(3) そこで検討するに、後記 11 のとおり、本件被疑者写真撮影及び本件指紋採取に違法性は認められず、本件写真データ及び本件指紋データの収集手続に違法があるとはいえない。そうすると、警視庁による本件指紋データの保管並びに警察庁による本件指紋データ及び本件写真データの保管が社会通念上許容されないとはいえず、原告の請求 1 及び 2 は、いずれも理由がない。

#### 4 争点(3)（本件職務質問の違法性）について

(1) 国賠法 1 条 1 項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員の行為が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう（最高裁昭和 60 年 1 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 頁参照）。そして、警職法 2 条 1 項によれば、警察官が職務質問をするに当たっては、その対象者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者であることを要し、しかも、同条 3 項によれば、対象者は、その意に反して答弁を強要されることはない。

しかし、事後的な証拠調べによって上記要件を欠いていたと判断されて警職法上違法となる場合であっても、直ちに国賠法上も違法となるというものではなく、警察官が、その職務質問の開始時点で把握していた状況を勘案して上記要件を満たすと判断する上において、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて質問をすべく停止させたり；又は答弁を強要した場合には、上記職務質問は、警察官の職務上の法的義務に違反するものとして、国賠法上も違法になるというべきである。

(2) 前記 1 (2)の認定事実によれば、M 巡査らは、外神田 1 丁目 10 番 5 号付

近の路上（別紙「現場見取図」A地点）において、警戒活動に従事していたところ、原告がM巡査の方に向かって歩いて来るのを発見し、原告に声を掛けたが、原告が気付かずに歩き続けたため、本件現場（別紙「現場見取図」C地点）において、Y警部補が原告の前に回り込んで原告を停止させ、M巡査が原告に行先を尋ね、本件職務質問を開始している。上記認定事実からは、原告に異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由があるとはいえないし、原告が既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者であるともいうこともできない。

(3) 被告東京都は、原告は、神田明神通り方向から道路の左端を歩いていたが、M巡査と目が合うと、急に俯いて視線をそらし、M巡査らを避けるように道路の右端に向かって斜めに歩き、道路の右側にある店舗に入ることもなく道路の右端を足早に歩いてM巡査らの前を通り過ぎた後、道路の左端に移動したのであり、原告の上記挙動が警職法2条1項にいう「異常な挙動」に当たることは明らかである旨主張し、M巡査もこれに沿う証言をしている（証人M（調書3頁、21頁））。

しかし、原告は、本人尋問において、本件当日は仕事が休みであったため、買物のために一人で秋葉原に出かけたが、地下鉄を降りて地上に出ると小雨が降っていたため、持っていた折り畳み傘を前に傾けて、早足で歩いていた旨供述するところ（本人調書4ないし6頁），原告の上記供述は、前記1(1)認定の本件職務質問当時の本件現場付近の天候に沿うものといえるし、前記1(9)で認定したとおり、W巡査が、本件再現写真撮影の際、始めに原告に折りたたみ傘を開いて差すよう指示し、原告が傘を差した姿をデジタルカメラで写真撮影したこととも整合するものであり、信用することができる。

これに対し、M巡査は、原告は傘を差していないかった旨証言するが（証

人 M (調書 4 頁, 23 頁) , 上記の本件職務質問当時の天候や, 本件再現写真撮影の状況に照らし信用することができない。そのため, 原告が傘を差していなかったことを前提に, 原告と M 巡査の目が合ったとする M 巡査の上記証言も採用することができず, ほかに, 原告が M 巡査と目が合って, 視線を逸らせたことを認めるに足る証拠はない。

また, M 巡査は, 歩行者が目をそらしただけでは職務質問は開始せず, その後の動きを観察して, 目をそらしながら避けるような動きをする者に対し声を掛ける旨証言しているが (証人 M (調書 39 頁)), 上記のとおり, 傘を前に傾けて早足で歩いていた旨の原告の供述は信用することができ, これに照らして, 原告が上記異常な挙動をした旨の M 巡査の証言は採用することができない。

(4) また, 被告東京都は, 仮に原告の挙動が上記「異常な挙動」に当たらないとしても, 警察法 2 条 1 項に掲げられた責務を全うするために必要な警察の諸活動は, 強制力を伴わない任意手段による限り一般的に許容されるものであるから, 本件職務質問が原告の同意に基づく任意手段として行われている以上, 本件職務質問が直ちに違法になるものではない旨主張する。

しかし, 警職法がその 2 条 1 項において, もともと任意手段によるべき職務質問について, その要件を特に定めていることに鑑みると, 警職法 2 条 1 項の要件を具備しない者に対する職務質問を開始することが警察法 2 条 1 項を根拠に許容されると解することは困難である。

(5) したがって, 本件職務質問は警職法 2 条 1 項の要件を具備せずに開始された違法なものであると言わざるを得ない。そして, 上記のとおり, 原告と目が合ったとか, 同巡査らを避けるように右端に向かって斜めに歩き出したなどという M 巡査の証言が信用できない以上, M 巡査らは, 本件職務質問開始当時, 職務質問のために原告を停止させるための要件を満たすと判断する上において, 合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにも

かかわらず、あえて原告を停止させたと認めざるを得ず、本件職務質問は国賠法上も違法であるといわなければならない。

## 5 争点(4)（本件所持品検査1の違法性）について

(1) 警職法は、その2条1項において同項所定の者を停止させて質問することができると規定するのみで所持品の検査については明文の規定を設けていないが、所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同項による職務質問に附隨してこれを行うことができる場合があると解するのが相当である（最高裁昭和53年6月20日第三小法廷判決・刑集32巻4号670頁参照）。

もっとも、所持品検査は、上記のとおり警職法2条1項による職務質問に付隨して行われるもので、適法な職務質問の存在を前提としていると解される。前記4のとおり、本件職務質問は違法と言わざるを得ないから、これに付隨して行われた本件所持品検査1もまた違法であると言わざるを得ない。そして、本件職務質問については、上記のとおり、そのために原告を停止させるための要件を満たすと判断する上で、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであったのであるから、本件職務質問に付隨する本件所持品検査1もまた要件を満たすと判断する上で、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて行われたものとして国賠法上も違法である。

(2) これに対し、被告東京都は、本件所持品検査1は原告の承諾を得て行われたものであるから適法である旨主張する。しかし、上記のとおり、本件所持品検査1は本件職務質問に付隨するものと認められるものであるから、本件所持品検査1に対する原告の承諾があったとしても、本件所持品検査1を開始する前提としての職務質問が違法である以上、本件所持品検査1も違法といわざるを得ない。

## 6 爭点(5)（本件領置の違法性）について

(1) 原告は、M 巡査は、何の法的根拠もなく原告から本件マルチツールを取り上げたのであり、その行為は違法である旨主張する。

しかし、刑事訴訟法 221 条は、司法警察職員は、被疑者が任意に提出した物を領置することができる旨規定しているところ、M 巡査は、前記 1(3) のとおり、原告に断った上で本件バッグから本件マルチツールを取り出してその刃を確認し、また、前記 1(4) のとおり、原告に対して正当な理由なく本件マルチツールを携帯する行為は軽犯罪法等に抵触する違法な行為である旨告げた上で、本件マルチツールを一旦預けるよう申し向けたところ、原告がこれに応じたことから本件領置をしたのである。したがって、原告は本件マルチツールを任意に提出したものといえ、本件領置は刑事訴訟法 221 条に基づくものである。

(2) また、原告は、原告による本件マルチツールの所持は、軽犯罪法 1 条 2 号に該当せず、同法違反は成立しないのであるから、その嫌疑も存在しないと主張するので、この点について検討する。

ア 原告は、自分が技術者であり、本件マルチツールを日常業務に使用し、本件職務質問当時は妻のパソコンを修理するために単身赴任先から都内の自宅に持ってきたものであるし、災害時や非常時に備えて所持していたのであるから、正当な理由があったなどと主張する。

軽犯罪法 1 条 2 号にいう「正当な理由」があるとは、同号所定の器具を隠して携帯することが、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合をいい、これに該当するか否かは、当該器具の用途や形状・性能、隠匿携帯した者の職業や日常生活との関係、隠匿携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的因素と、隠匿携帯の動機、目的、認識等の主観的因素とを総合的に勘案して判断すべきである（最高裁平成 21 年 3 月 26 日第一小法廷判決・刑集 63 卷 3 号 265 頁参照）。

前提事実(2)のとおり、本件マルチツールは、長短2枚の金属製の刃のほか、マイナスドライバーやはさみ、ピンセット等3~4のツールが装備されており、多様な用途に用いることのできる万能工具であるが、前記1(3)ウのとおり、原告は、休日を利用して秋葉原へ買物に来ていたのであるから、原告が技術者であり、本件マルチツールを業務に使用しているとしても、そのことは、原告が本件当日に秋葉原において本件マルチツールを携帯することについて正当な理由になるものではない。

イ また、原告は、「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」との要件について、本件マルチツールのブレード部分は「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」としての「刃物」には該当しないというべきであるなどと主張する。しかし、前提事実(2)のとおり、本件マルチツールには、長短2枚の金属製の刃のほか、マイナスドライバーやはさみ、ピンセット等3~4のツールが装備されているところ、上記2枚の金属製の刃のうち長い方の刃の刃体の長さは6.8センチメートルあるのであり、上記刃が「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」に該当するものと認められる。

ウ さらに、原告は、「隠して携帯していた者」との要件について、本件マルチツールを、本件バッグの口を開ければ赤い外装が容易に見えるように入れていたのであり、隠して携帯していたわけではない旨主張する。しかし、軽犯罪法1条2号にいう「隠して」とは、他人が通常の方法で観察した場合にその視野に入ってこないような状態に置くこと、すなわち、普通では人の目に触れにくいようにすることをいうと解するのが相当であるところ、原告は本件マルチツールを本件バッグの内側のポケットに入れていたのであり、本件バッグの口を開けなければ本件マルチツールが他人の視野に入ることはないし、本件バッグの口を開けたとしても、本件マルチ

ツールの外装が見えるにとどまるのであるから、「隠して携帯」に当たるものと認められる。

エ 以上の検討からすると、M 巡査らにおいて、原告が本件当日に本件マルチツールを携帯していることについて、軽犯罪法1条2号に違反する疑いがあると考えたことに合理性があるということができ、本件領置が国賠法上違法ということはできない。

#### 7 争点(6)（本件所持品検査2の違法性）について

原告は、本件所持品検査2について、M 巡査は原告の了解も得ずに原告の下腹部等、ズボンのポケット周辺に手を押し付けて身体検査を行ったもので、令状なしに原告の身体を捜索するもので違法であるし、原告は逮捕されていないのであるから、警職法2条4項の身体検査としても不適法である旨主張する。

しかし、前記6のとおり、本件所持品検査2の時点では既に原告に軽犯罪法1条2号違反の嫌疑が存在すると考えることに合理性があるのであるから、M 巡査らは、任意捜査として、令状がなくとも原告に対する所持品検査をすることができる（刑事訴訟法197条1項本文）と判断することにも合理性がある。そして、M 巡査は、前記1(5)のとおり、原告の承諾を得て本件所持品検査2を実施しているのであるから、本件所持品検査2は適法な任意捜査として行われたものであるといえ、国賠法上違法と評価することはできない。

#### 8 争点(7)（本件任意同行の違法性）について

(1) 原告は、本件任意同行について、M 巡査が原告の横に、もう1人の警察官が原告の前に立った逃げ場がない状態で本件パトカーに誘導され、本件パトカーでは、2名の警察官に挟まれるように後部座席のシートに座らされ、逃げ場がない状態に置かれており、本件任意同行は、強制的な身体拘束にほかならない態様で行われたもので、実質的な逮捕というべきであり、違法である旨主張する。

しかし、本件任意同行の経緯及び態様は、前記1(6)で認定したとおりであ

り、本件現場から中央通に駐車された本件パトカーまでの同行の経緯及び態様を見ても、原告は、M 巡査らが、万世橋署まで来てほしい旨告げたところ、何ら異議を述べることなくこれを承諾しており、任意に同行に応じているし、同行の態様も、M 巡査が原告の前を、Y 警部補が原告の後を、それぞれ約 1 メートルの間隔を保ちながら歩いて行ったというものである。また、本件パトカーに乗車してから万世橋署に到着するまでについてみても、原告は、M 巡査が本件パトカーの後部座席に乗車するよう求めたところ、特に異議を述べることなく、本件パトカーの後部座席に乗車しているし、本件パトカーの中では、Y 警部補が後部座席に原告と並んで座り、M 巡査が運転席に座って本件パトカーを運転して万世橋署まで原告を同行している。

以上のとおり、本件任意同行において、M 巡査らが原告の身体を物理的に拘束していたわけではなく、原告に対し同行を拒絶することを困難にするような心理的な圧迫が加えられたとも認められないであり、本件任意同行が実質的な逮捕状態にあったということはできない。

したがって、本件任意同行について国賠法上の違法性は認められない。

(2) なお、原告は、本件任意同行は警職法 2 条 2 項の要件を欠いており、原告の承諾の有無にかかわらず違法である旨主張する。しかし、警察官は、任意捜査として、被疑者を警察署に同行することもできるところ（刑事訴訟法 198 条 1 項本文），上記のとおり、原告は任意に同行に応じており、また、同行の態様も社会通念上相当なものであるから、本件任意同行は任意捜査として適法であり、国賠法上違法と認めるることはできない。

## 9 爭点(8)（本件取調べの違法性）について

(1) 原告は、原告に軽犯罪法 1 条 2 号違反は成立しないから、本件被疑事件の被疑者として原告の供述調書（本件供述調書）を作成することは違法である旨主張する。

しかし、司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、

被疑者を取り調べることができ（刑事訴訟法198条1項），被疑者の供述は，これを調書に録取することができる（同条3項）ところ，原告に軽犯罪法1条2号違反の嫌疑があると考えることに合理性があることは前記6のとおりであるから，本件被疑事件の被疑者として本件供述調書を作成することが国賠法上違法ということはできない。

(2) また，原告は，本件任意同行は実質的には逮捕であったから，△ 警部補が逮捕されている原告に対し弁護人選任権を告知しなかったことは違法である旨主張するが，前記8のとおり，本件任意同行を実質的な逮捕と評価することはできないから，原告の上記主張は前提を欠き失当である。

(3) さらに，原告は，△ 警部補は，原告に同法違反が成立するかどうかについて十分に確認することのないまま，本件供述調書を作成し，加えて，原告が述べてもいない反省の弁を本件供述調書に勝手に記載するなど，△ 警部補の本件供述調書の作成は極めて杜撰に行われており，そのような職務行為は違法というべきである旨主張する。

しかし，供述調書に自己が述べていないことが自己の供述として記載されている場合に，その訂正や削除を求めるることは，通常の判断能力を有する一般人であれば当然なし得ることであるから，供述調書の内容について特に訂正を申し立てずに署名指印した以上，その内容どおりの供述をしたことが推認される。

前記1(7)のとおり，原告は，△ 警部補が原告の供述を録取し，正当な所持ではなく寛大な処分を求める旨を記載した本件供述調書の内容を閲覧した上，特に訂正等を申し立てることなく，その末尾に署名指印しているのであるから，原告が述べてもいない反省の弁を勝手に記載したと認めることはできない。

したがって，△ 警部補による本件供述調書の作成行為について，国賠法上の違法があるということはできない。

## 10 爭点(9)（本件所有権放棄手続の違法性）について

- (1) 原告は、所有権放棄は民法上の所有権放棄の意思表示として、真意に基づいて行われる必要があるところ、S 警部補は原告から所有権放棄の申立てなどないのに無理やり所有権放棄の手続をさせたものであり、真意に基づく所有権放棄の意思表示などなかったのであるから、本件所有権放棄手続は違法である旨主張する。
- (2) しかし、証拠（乙イ1，4）及び弁論の全趣旨によれば、警視庁管内において使用されている任意提出書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第21号）には、上部に大きく「任意提出書」との書類の名称が印刷され、その下には「下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。」という不動文字が印刷されており、また、同じく警視庁管内において使用されている所有権放棄書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第36号）には、上部に大きく「所有権放棄書」と書類の名称が印刷され、その下には「下記目録の物件について所有権を放棄します。」という不動文字が印刷されていることが認められる。
- かかる書類の体裁及び記載内容からすると、通常の判断能力を有する一般人であれば、その書類が、同書類上に記載された物件について所有権を放棄する意思を表示する目的の書類であることは容易に理解することができるものといえる。そして、前記1(8)のとおり、S 警部補は、K 巡査部長が事前に本件マルチツールの特徴等を品名欄に入力しておいた所有権放棄書の書式を原告に示し、原告はこれに署名指印しているのであるから、原告は、本件所有権放棄書が、本件マルチツールを対象とし、原告においてその所有権を放棄する意思を表示するものであることを理解しつつ、これに署名指印したものと認められる。したがって、本件マルチツールの所有権を放棄するについて、原告の真意に基づかないものであったということはできず、本件所有権放棄手続につき国賠法上違法であるということはできない。

(3) なお、原告は、原告による本件マルチツールの携帯に軽犯罪法1条2号違反は成立しないから、同号違反の成立を前提にされた本件所有権放棄手続は違法である旨主張するが、所有権放棄手続の適否と犯罪の成否とは無関係であり、主張自体失当である。

#### 11 爭点⑩（本件指紋採取等の違法性）について

(1) 原告は、捜査機関が、犯罪を犯していないことが明らかな原告について姿写真及び顔写真を撮影したり、その指紋を採取することは、捜査権限を逸脱し、人格的利益を侵害する違法な行為である旨主張する。

しかし、原告に軽犯罪法1条2号違反の嫌疑があると考えることに合理性があることは前記6のとおりであり、原告の上記主張はその前提を欠き、失当である。

(2) また、原告は、本件指紋採取等は、いずれも原告の任意の同意を欠くから、原告の人格的利益を侵害するもので違法である旨主張する。

しかし、W巡査は、前記1(9)のとおり、本件再現写真撮影に当たり、原告の承諾を得ているし、前記1⑩のとおり、本件被疑者写真撮影及び本件指紋採取に当たっても、原告の承諾を得ているのであるから、任意捜査として適法に行われたものであるというべきであるし、本件指紋採取等が原告の人格的利益を侵害するものとはいえない。

(3) これに対し、原告は、任意というためには、拒否の自由があること、拒否しても不利益がないこと、撮影した姿写真及び採取した指紋は犯罪記録として保管し、必要に応じて本人の同意なく使用すること、顔写真及び指紋の記録は被疑者リストに入れ、全国の警察官が捜査のためにいつでも閲覧利用できるようになることを、事前に告げる必要があるが、原告に対してこのような説明はされていないから、任意の同意を欠く旨主張する。

しかし、通常の判断能力を有する一般人であれば、必ずしも上記の説明がされなくとも、写真撮影及び指紋採取に対する諾否の判断は可能であり、上

記の説明がされない限り任意の同意を欠くということはできない。

12 争点(1) ( S 警部補が A 弁護士らに本件被疑事件の送致を連絡しなかったことの違法性)について

(1) 原告は、 S 警部補は、 A 弁護士らに対し、本件被疑事件を検察官に送致した場合には連絡する旨を約束していた。にもかかわらず、 S 警部補は、原告又は A 弁護士らに対し、本件被疑事件を検察官に送致したことを連絡しなかった。原告が担当検察官に直接会って弁解することができれば、犯罪不成立を認定され、嫌疑なしを理由として不起訴になり、本件マルチツールについても返還を受けられた可能性が極めて高かったのであり、 S 警部補が上記連絡を怠った行為は、意図的に原告の弁解の機会を妨害したもので、違法である旨主張する。

(2) S 警部補が、 A 弁護士らに対し、本件被疑事件を検察官に送致した際にはその旨を連絡する旨を告げたこと及び S 警部補はその旨を後任者に引き継ぐことを失念し、そのため、本件被疑事件が東京区検察庁検察官に送致されたことについて、 A 弁護士らや原告に連絡されることがなかったことは、前記 1 (1)のとおりである。

しかし、刑事訴訟法その他法律において、警察官に対し、事件を検察官に送致したことについて弁護人に連絡することを義務付ける規定はなく、その連絡を警察官の職務上の法的義務と解することはできないのであり、警察官が弁護人に連絡する旨を告げていたとしても、それは事実上便宜を供与するものにすぎず、それをもって当該警察官の職務上の法的義務として上記連絡が義務付けられると解することはできない。

したがって、 S 警部補が上記のとおり A 弁護士らに告げたとしても、 S 警部補の職務上の法的義務として上記連絡が義務付けられるものではないのであり、 S 警部補やその後任者が A 弁護士らに本件被疑事件を送致した事實を連絡しなかったことをもって、国賠法上の違法性があるというこ

とはできない。

13 争点⑫（本件検察事務官が原告の取調べをしないまま本件被疑事件を起訴猶予処分としたことの違法性）について

(1) 原告は、検察官には、警察官の捜査について事後的にその適正をチェックすべき法的責任があり、本件の場合、原告が同号違反の罪を犯したか否か、捜査の在り方に問題はなかったか等について、原告に直接事情聴取するなどして、捜査の適正について慎重にチェックする必要があったにもかかわらず、本件検察事務官は、原告の取調べ等必要な補充捜査をせず、本件被疑事件につき原告が有罪であると判断して起訴猶予処分にしたものであり、その職務行為は違法である旨主張する。

(2) 検察官は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができると規定されているにすぎず（刑事訴訟法198条1項），検察官が個々の被疑者に対して取調べを行う義務を負っていると解することはできない。また、刑事訴訟法193条の趣旨は、検察官が司法警察職員に対して指示ないし指揮を行うことにより、適正な公訴の提起や維持を図るという点にあるから、同条所定の検察官による指示ないし指揮について、個別の国民との関係で検察官に課された職務上の法的義務であると解することはできない。以上の理は、検察官事務取扱検察事務官の職務についても、同様に妥当するものと解される。

そうすると、本件検察事務官が原告の取調べをしないまま本件被疑事件を起訴猶予処分としたことについて、原告に対する職務上の法的義務に違反したものとして国賠法上の違法を認める余地はなく、この点に関する原告の主張は失当と言わざるを得ない。

14 争点⑬（本件破壊廃棄処分の違法性）について

(1) 原告は、原告による本件マルチツールの携帯に軽犯罪法1条2号違反は成立しないから、本件検察事務官は本件マルチツールを原告に返還すべきであ

った旨主張する。

(2) 本件検察事務官は、東京区検察庁の証拠品担当の検察事務官に対し、本件マルチツールについて所有権放棄につき破壊廃棄するよう指示し、同検察事務官は、同年6月18日、本件マルチツールについて、本件破壊廃棄処分を行ったことは、前提事実(1)のとおりである。

しかし、前記10のとおり、本件マルチツールについての本件所有権放棄手続に国賠法上の違法は認められないから、本件検察事務官が、原告に対し本件マルチツールを返還しないことについても、違法性は認められない。

そして、上記のとおり、本件所有権放棄手続に違法性が認められない以上、本件マルチツールを所有権放棄を前提に破壊廃棄処分としたことについても違法性は認められないのであり、原告の上記主張は採用することができない。

#### 15 爭点(4)（原告に生じた損害の額）について

前記4及び5のとおり、M巡査による本件職務質問及び本件所持品検査1は、いずれも国賠法上違法といわざるを得ず、休日に秋葉原を歩いていただけで職務質問を受け、さらにそれに付隨して繁華街において所持品検査までされた一般市民としての原告の精神的苦痛は大きいといわなければならぬが、他方で、原告による本件マルチツールの携帯について、軽犯罪法1条2号違反の嫌疑があると考えることに合理性のあることは前記6のとおりであり、本件職務質問及び本件所持品検査1は、結果的に本件マルチツールの発見に寄与したことであること、前記1(3)アで認定したとおり、原告は本件所持品検査1の際、自ら本件バッグを開けてM巡査にその中を見せてていることなど、本件に現れた一切の事情を考慮すると、M巡査らの違法な職務行為により原告に生じた精神的苦痛を慰謝するに足る慰謝料は、5万円が相当というべきである。

#### 16 結論

以上の次第であるから、原告の被告東京都に対する請求は、国賠法1条1項

に基づき慰謝料5万円及びこれに対する上記違法な行為の後の日である平成22年4月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却すべきであり、原告の被告国に対する請求は、いずれも理由がないから棄却すべきである。なお、被告東京都に対する仮執行宣言の申立ては、その必要性がないものと認め、却下する。

よって、主文のとおり判決する。

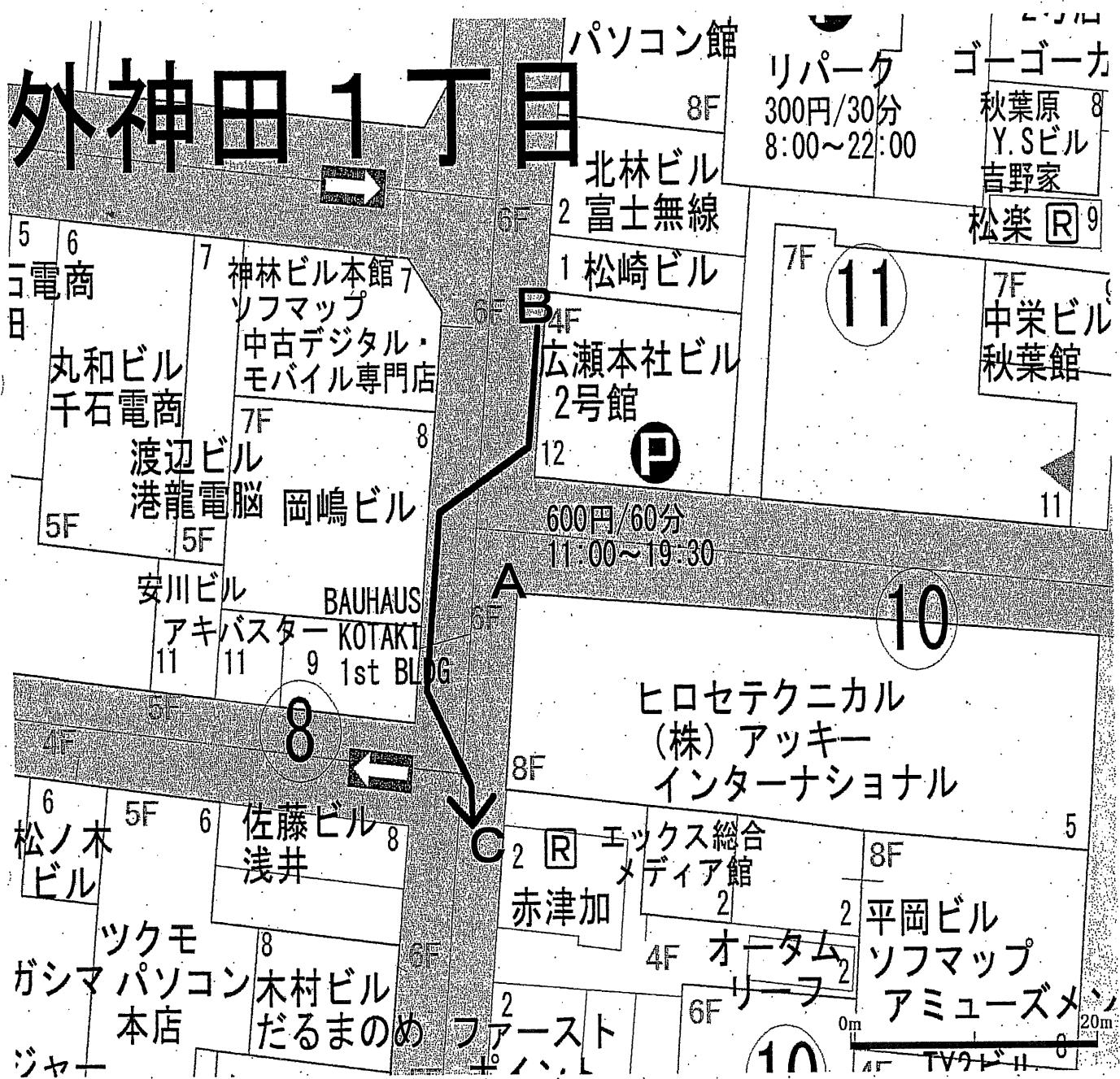
東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 都 築 政 則

裁判官 川 崎 聰 子

裁判官 齊 藤 隆 広

## 現場見取図



## 凡例

A点は、私たちが警戒活動をしていた地点

B点は、原告を最初に発見した地点

C点は、本件職務質問場所

→は、原告の歩いた経路をそれぞれ示す。

これは正本である。

平成 25 年 5 月 28 日

東京地方裁判所民事第 26 部

裁判所書記官 三浦 比登志